「国立大学法人ガバナンス・コード」にかかる適合状況等

公表が求められる原則

原 則(2024改訂)

门奋人

適合状況等(2024年度)

基本原則1

【国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築】

国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮することで、自らのミッションを実現し、絶えず社会の要請に応えていく必要がある。

そのために、ミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行うべきである。

「適合」

本学の理念・目標を踏まえ、本学の強み・特色を生かして果たすべき役割や機能をミッションとして位置付け、ミッション達成のために全学を挙げて取り組む戦略的な取組及び機能拡張の方向性等を示す中期目標・中期計画を策定・公表するとともに、令和5年度には、学長のリーダーシップのもと、本学が目指す将来像や将来の夢、並びにそれを達成するための取組の指針となる徳島大学「INDIGO宣言」及び重点目標と戦略を示す「徳島大学VISION」を策定・公表した。また、教育や研究など分野別に担当理事・副学長をトップとした各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)を設置し、目標の達成に向けた取組を推進している。

さらに、令和5年度に、学長が本部長となり各戦略室を統括する「経営改革推進本部」を設置し、これまで以上に学長のリーダーシップ及びマネジメント力が発揮されるよう体制強化を行っている。

加えて、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「役員等候補者の育成方針」を策定し、副理事、研究部長等を各戦略室等の構成員とすることで、役員の意思決定をサポートしながら当該能力の養成を行うとともに、多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参画させている。

【根拠資料等】

- ・中期目標・中期計画
- ・機構図
- ・<u>徳島大学INDIGO宣言</u>
- ・徳島大学VISION
- ・<u>役員等候補者の育成方針</u>

原則1-1

【国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定】

国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その 実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略 を策定すべきである。

また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。

「適合」

本学の理念・目標を踏まえ、本学の強み・特色を生かして果たすべき役割や機能をミッションとして位置付け、ミッション達成のために全学を挙げて取り組む戦略的な取組及び機能拡張の方向性等を示す中期目標・中期計画を策定し、公表している。

中期目標・中期計画の策定に当たっては、役員会及び教育研究評議会委員のほか、経営協議会学外委員の 意見を聴きながら社会からの要請の把握に努めるとともに、教育や研究など分野別に担当理事・副学長をト ップとした各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」「経営」(現「経営改革推進本 部」))や関係教職員など多様な関係者の意見を聴いた。

また、学長のリーダーシップのもと、本学が目指す将来像や将来の夢、並びにそれを達成するための取組の指針となる徳島大学「INDIGO宣言」及び重点目標と戦略を示す「徳島大学VISION」を令和5年度に策定・公表した。

【徳島大学INDIGO宣言】

徳島大学が育成する人物像や目指す方向性を、Integrity(誠実さ)、Noble and Novel(高潔さと斬新さ)、Dynamism and Diversity(活力と多様性)、Inclusive(寛容)、Global(世界への発信)、Open(開かれた徳島大学)の6つの項目にまとめ、徳島県の伝統的な染物である藍染めにちなんで「INDIGO宣言」としている。【徳島大学VISION】

「INDIGO宣言」に基づき、「教育」「研究」「社会との共創」「医療」「組織運営」の5つの骨子における重点目標と戦略を示している。

【根拠資料等】

- ・中期目標・中期計画
- ・徳島大学INDIGO宣言
- ・<u>徳島大学VISION</u>

原則1-2

【目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築】

国立大学法人は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。

「適合」

本学の理念・目標を踏まえ、本学の強み・特色を生かして果たすべき役割や機能をミッションとして位置付け、ミッション達成のために全学を挙げて取り組む戦略的な取組及び機能拡張の方向性等を示す中期目標・中期計画を策定・公表するとともに、教育や研究など分野別に担当理事・副学長をトップとした各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)を設置し、目標の達成に向けた取組を推進している。

令和5年度には、学長が本部長となり各戦略室を統括する「経営改革推進本部」を設置し、これまで以上 に学長のリーダーシップ及びマネジメント力が発揮されるよう体制強化を行っている。

また、中期計画等の実施状況に関する点検・評価を行い、評価の結果を着実な取組の実施や目標等の見直 しに活用するため、自己点検・評価委員会を設置している。同委員会では、第4期中期目標期間におけるよ り効率的・効果的な自己点検・評価を実施するための「第4期中期目標期間における自己点検・評価制度」 を策定し公表している。

- ・中期目標・中期計画
- ・第4期中期目標期間における自己点検・評価制度
- ・自己点検・評価委員会規則

補充原則 1 - 2①

国立大学法人は、目標・戦略を実現するため、 人員及び資金等の適切な資源配分等を通じ、既 存の体制にとらわれず、機動的かつ戦略的に法 人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施 策を実行に移すための体制を構築すべきであ る。

「適合」

本学では、教員人事の一元管理を行う全学人事委員会の設置や、学長のリーダーシップによる重点事業・機能強化事業支援の枠組み(学長裁量経費、大学改革等推進ポスト)により、戦略的な資源配分を行っている。

また、目標・戦略を実現するため、機動的かつ戦略的に法人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施策を実行に移すための体制として、教育や研究など分野別に担当理事・副学長をトップとした各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)を設置している。

【根拠資料等】

・徳島大学全学人事委員会規則

補充原則1-2②

国立大学法人は、大学の活動についてのデータを収集・分析し、法人の意思決定を支援するためIR(インスティトゥーショナル・リサーチ)機能等の充実により、目標・戦略の策定に活用すべきである。

また、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデンスベースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や、資源配分方策の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。

「適合」

本学では、法人の意思決定の支援のためインスティトゥーショナル・リサーチ室(IR室)を設置している。 IR室では、大学運営に関するデータを収集・分析し、中期計画等の策定や、各種評価(大学機関別認証評価、国立大学法人評価)に活用している。

また、部局ごとの活動実績や成果を客観的に評価しやすいKPIを導入するなどエビデンスベースで検証し、その評価結果を、各部局長と共有し、改善策を求めるとともに、高評価の部局にはインセンティブ予算の配分を行う「組織別評価」を、毎年度実施している。

【根拠資料等】

- ・徳島大学インスティトゥーショナル・リサーチ室規則
- ・組織別評価結果

補充原則1-23

国立大学法人は、法令に定められた大学評価 を法人経営の継続的な質的向上につなげる仕 組みを整備すべきである。

「適合」

本学では、理念・目標の実現のため、恒常的かつ継続的な教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上 を図るための点検・評価及び改善(内部質保証)に関する基本的事項を定めた「徳島大学における内部質保 証方針」を策定し、公表している。

この内部質保証方針のもとで実施する点検・評価においては、学内の自己点検・評価のみならず、大学機 関別認証評価や法人評価など法定の大学評価結果を活用し、改善策を講じている。

【根拠資料等】

・<u>徳島大学における内部質保証方針</u>

補充原則 1-2④

国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検 証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果 等を、公表しなければならない。

「適合」

本学では、平成16年度から令和3年度まで、毎年度の業務実績報告書及び達成状況報告書等により、中期目標・中期計画の進捗状況と検証結果等を公表するとともに、その評価結果を改善に反映させていた。

令和4年度以降は、年度計画及び文部科学省(国立大学法人評価委員会)による年度評価が廃止され、各大学が実施する自己点検・評価については、外部性の確保や、客観的なデータの活用など一層の充実・強化が求められている。本学では、法人評価や大学機関別認証評価といった法定評価と自己点検・評価の観点や評価指標の共通化を図るなど、各種評価間の連動性・親和性を高め、より効率的・効果的に運用できる制度となるよう自己点検・評価制度の再構築を行った。

令和5年度に、令和4年度の教育研究等活動における特色ある取組や優れた実績、財務状況等の大学情報をとりまとめた「運営状況報告書」を作成した。さらに、財務情報を公開していた財務報告書に、「INDIGO 宣言」及び「徳島大学VISION」に掲げた方向性に基づく本学の活動状況報告を加え、様々なステークホルダーに向けて分かりやすく報告するための「統合報告書」を令和5年度より作成・公表している。

また、本学の理念・目標の実現のため、恒常的かつ継続的な教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上を図るための点検・評価及び改善(内部質保証)に関する基本的事項を定めた「徳島大学における内部質保証方針」を策定し、学長を統括責任者とする内部質保証体制のもと、推進責任者である理事・副学長が所掌する委員会等における内部質保証の状況を毎年度確認するとともに、自己点検・評価結果について広く公表している。

このほか、部局ごとの活動実績や成果をエビデンスベースで検証し、その評価結果を各部局長と共有し、 改善策を求めるとともに、高評価の部局にはインセンティブ予算の配分を行う「組織別評価」を毎年度実施 し、評価結果を公表している。

- ・業務の実績に関する報告書、達成状況報告書
- ・運営状況報告書
- ・<u>統合報告書</u>
- ・第4期中期目標期間における自己点検・評価制度
- ・内部質保証方針及び内部質保証方針に基づく自己点検・評価結果
- ・組織別評価結果

原則1-3

【自主的・自律的・戦略的な経営(人事、財務、施設等)及び教学運営(教育・研究・社会貢献)の体制構築】

国立大学法人は、ミッションを実現するため、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、国立大学法人法等に基づき、人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営するとともに、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するための体制を構築すべきである。

「適合」

本学では、教員人事の一元管理を行う全学人事委員会の設置や、学長のリーダーシップによる重点事業・機能強化事業支援の枠組み(学長裁量経費、大学改革等推進ポスト)により、戦略的な資源配分を行っている。

また、教育・研究・社会貢献機能を最大限に発揮し、目標・戦略を実現するため、機動的かつ戦略的に法人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施策を実行に移すための体制として、教育や研究など分野別に担当理事・副学長をトップとした各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)を設置している。

【根拠資料等】

・徳島大学全学人事委員会規則

補充原則 1 - 3 ①

国立大学法人は、法令に則り、経営及び教学 運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任 を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経 営を可能とする体制を構築すべきである。

「適合」

本学は、経営及び教学運営双方の最終的な判断を行う権限と責任を有する学長が、最高意思決定機関の役員会、また、経営協議会及び教育研究評議会の議長として会議を主宰し、学長のリーダーシップのもと、教学と経営の一体的合意形成を図りながら、法人運営を行っている。

また、法人経営の基本となる教育担当理事・副学長、研究担当理事・副学長、地域・産官学連携担当理事・ 副学長、総務・財務・経営改革担当理事・副学長、病院担当理事・副学長、教育担当副学長、広報担当副学 長及びテクニオンとの連携担当副学長を配置し、その下に担当理事・副学長をトップとする各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)、教育担当副学長を委員長とする大学教育委員会等の 教学委員会を設置し、戦略的・効果的な大学運営を行う体制としている。

補充原則1-3②

国立大学法人は、経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置し、その任命に当たっては、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、実施すべきである。

「適合」

本学では、経営を担う人材として民間企業経験者、行政機関経験者等の多様な経験を有する人材を各戦略室に、教学運営を担う人材として他大学や民間教育機関の経験を有する人材を教学委員会に配置しており、その任命に当たっては、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、実施している。

補充原則1-3③

国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。

「適合」

本学では、「教員選考の基本方針」により教員に求める能力・資質等を示すとともに、全学人事委員会は、 教員人事の一元管理について、総合的な判断を行っている。

また、事務職員については、目指す職員像や求める能力・知識、キャリア形成等を定めた人材育成方針を 策定し、総合職(ジェネラリスト)のほか、情報通信・IT系等の専門性の高い分野においては外部人材の登 用を含む専門職(スペシャリスト)のキャリアマップを策定している。

このほか、女性研究者の積極的な登用や、女性管理職比率の向上など、男女共同参画の取組を推進している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針
- · 徳島大学全学人事委員会規則
- ・<u>事務職員の人材育成方針</u>
- ・<u>徳島大学AWAサポートセンター規則</u>

補充原則1-3④

国立大学法人は、自らのミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案して、その支出を賄える収入(運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入)の見通しを含め、中期的な財務計画を策定すべきである。

「適合」

本学では、運営費交付金及び外部資金を含めた収入見通しを勘案した中期計画「予算、収支計画及び資金 計画」を策定・公表している。

また、毎年度「予算編成方針」を策定し、今後の大学改革等への対応を見据え、柔軟かつ機動的な教育、 研究、地域貢献、医療活動の実施が可能となるよう、効果的・効率的な予算編成を行っている。

【根拠資料等】

・中期計画「予算、収支計画及び資金計画」

補充原則1-3⑤

国立大学法人は、自らの財務計画に沿って、必要な外部資金を獲得するため、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備、資産の有効活用を進めるべきである。

「適合」

本学では、「組織」対「組織」の本格的な産学連携を推進するための体制強化を図ることにより、新規イノベーションを創出するとともに、大学の運営基盤を支える収入を上げることを視野に入れた大学産業院及び研究支援・産官学連携センターや、同窓生をはじめとするステークホルダーへの情報発信の強化及び同窓生との連携強化を図るために設置した未来創造課など、多様なステークホルダーからの積極的な外部資金獲得、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備を行っている。

また、学内共用スペースの拡充や研究設備の共用化促進など、資産の有効活用を進めるとともに、資金運用管理委員会の管理の下、金融商品のリスクを十分留意した上で、余裕金の積極的な資金運用に取り組んでいる。

- ・徳島大学大学産業院
- ・<u>徳島大学基金</u>
- ・国立大学法人徳島大学資金運用管理委員会要領

補充原則1-3⑥(1)

経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制

「適合」

本学は、経営及び教学双方の最終的な判断を行う権限と責任を有する学長が、最高意思決定機関の役員会、また、経営協議会及び教育研究評議会の議長として会議を主宰し、学長のリーダーシップのもと、教学と経営の一体的合意形成を図りながら、法人運営を行っている。

また、学長を補佐する理事・副学長を置き、その下に担当理事・副学長をトップとする各戦略室(「教育」 「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)、教育担当副学長を委員長とする大学教育委員会等の教学 委員会を設置し、戦略的・効果的な大学運営を行う体制としている。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学規則
- ・徳島大学学則

補充原則1-3⑥(2)

教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・ 国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシ ティの確保等を含めた総合的な人事方針

「適合」

本学では、「教員選考の基本方針」により教員に求める能力・資質等を示すとともに、全学人事委員会は、 教員人事の一元管理について、総合的な判断を行っている。

また、事務職員については、目指す職員像や求める能力・知識、キャリア形成等を定めた人材育成方針を 策定し、総合職(ジェネラリスト)のほか、情報通信・IT系等の専門性の高い分野においては外部人材の登 用を含む専門職(スペシャリスト)のキャリアマップを策定している。

このほか、女性研究者の積極的な登用や、女性管理職比率の向上など、男女共同参画の取組を推進している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針
- ・徳島大学全学人事委員会規則
- ・事務職員の人材育成方針
- ・徳島大学AWAサポートセンター規則

補充原則1-3⑥(3)

自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画

「適合」

本学では、運営費交付金及び外部資金を含めた収入見通しを勘案した中期計画「予算、収支計画及び資金 計画」を策定・公表している。

【根拠資料等】

・中期計画「予算、収支計画及び資金計画」

補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ <u>教育研究の費用及び成果等</u>(法人の活動状況 や資金の使用状況等)

「適合」

本学では、法定の財務諸表や事業報告書のほか、統合報告書等を作成し、教育研究の費用及び成果等について公表している。

【根拠資料等】

- ・財務諸表
- ・事業報告書
- ・統合報告書
- ・財務報告書(令和4年度まで)
- ・財務レポート

原則1-4

【長期的な視点に立った法人経営を行う人材 の確保と計画的な育成】

国立大学法人は、社会に対して継続的に役割を果たしていけるよう、経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成すべきである。

「適合」

本学では、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を副理事等の学長を補佐するポストに登用するほか、民間企業や行政機関経験者等の外部人材に法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を確保・育成している。

【根拠資料等】

・<u>役員等候補者の育成方針</u>

補充原則1-4①

国立大学法人は、その法人経営を担う役員 (監事を除く。)に、国内外の高等教育・学術 研究の動向を把握し、各国立大学法人のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源 の獲得及び配分、これらの実現のための体制整 備などを実施する能力を備えた人材を育成・確 保すべきである。

「適合」

本学では、法人経営を担う役員(監事を除く。)に、国内外の高等教育・学術研究の動向を把握し、ミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分、これらの実現のための体制整備などを実施する能力を養成するため、企業経営者、民間教育機関等の専門家を招き、勉強会を開催するなど、経営能力の養成や最先端の教育方策等について学んでいる。

補充原則1-4②

国立大学法人は、その<u>法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針</u>を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。

「適合」

本学では、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するため、副理事、研究部長等を各戦略室等の構成員とすることで、役員の意思決定をサポートしながら当該能力の養成を行うとともに、多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等している。

また、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「役員等候補者の育成方針」を策定・ 公表しており、その実現状況のフォローアップを実施している。

【根拠資料等】

・ 役員等候補者の育成方針

基本原則2

【法人の長の責務等】

国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。 そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。

「適合」

本学は、学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制として、法人経営の基本となる教育担当理事・副学長、研究担当理事・副学長、地域・産官学連携担当理事・副学長、総務・財務・経営改革担当理事・副学長、病院担当理事・副学長、教育担当副学長、広報担当副学長及びテクニオンとの連携担当副学長を配置するとともに、担当理事・副学長をトップとする各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)を設置し、法人全体の機能強化を図っている。

令和5年度には、各戦略室を統括する「経営改革推進本部」を設置し、学長のリーダーシップのもと、経 営改革実現のための体制を構築した。

原則2-1-1

【中長期ビジョンの策定と法人の教職員への ビジョンの説明及び共有】

法人の長は、国立大学法人のミッションを踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の一体的な中長期的ビジョンを策定し、教職員に対して、ビジョンの丁寧な説明、共有を通じ、構成員の理解を得るとともに、意欲と能力を最大限に引き出すべきである。

また、所属する教職員のみならず、学生や卒 業生等にもビジョンを発信すべきである。

「適合」

本学の理念・目標を踏まえ、本学の強み・特色を生かして果たすべき役割や機能をミッションとして位置付け、ミッション達成のために全学を挙げて取り組む戦略的な取組及び機能拡張の方向性等を示す中期目標・中期計画を策定し、構成員と共有することで全学一体的な事業活動を推進している。

また、学長のリーダーシップのもと、本学が目指す将来像や将来の夢、並びにそれを達成するための取組の指針となる徳島大学「INDIGO宣言」及び重点目標と戦略を示す「徳島大学VISION」を令和5年度に策定し、大学のホームページに掲載するなど、学内外のステークホルダーに向け、広く発信している。

【根拠資料等】

- ・<u>中期目標・中期計画</u>
- ・<u>徳島大学INDIGO宣言</u>
- ・<u>徳島大学VISION</u>

原則2-1-2

【法人の長のリーダーシップ】

法人の長は、我が国の教育研究の要である国立大学を設置し、管理する国立大学法人を代表する者であり、当該国立大学の教育研究の成果が最大化されるよう、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行うべきである。

「適合」

学長は、理事・副学長等の補佐のもと、リーダーシップを発揮し、特に教員人事の一元管理を行う全学人事委員会や、学部・研究科等の教育組織の新設・改組を審議する委員会において議長を務めるなど、大学の教育研究機能の向上、成果の最大化に努めている。その際、学内では教職員から学生まで幅広に意見等を聴取するとともに、経営協議会学外委員からの提言、県内企業、自治体等との意見交換等により、学外の多様な関係者の意見等も聴取し、法人経営に活用している。

【根拠資料等】

- ・大学院生・学部学生と学長との懇談会
- ・徳島大学全学人事委員会規則
- · 経営協議会学外議事要録

補充原則2-1-2①

法人の長は、国立大学を設置する法人の代表者であることを深く自覚し、その職責を十分に理解した上で、法人の業務全般に関する決定権を行使すべきである。

「適合」

学長は、学長選考・監察会議による業績評価を受けることで、求められる資質・能力が発揮されていること、また、中期目標・中期計画の達成に向けて学長の職務が適切に遂行されていることが認められている。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則
- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則第14条に基づく学長の業績評価結果

補充原則2-1-2②

法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究 評議会等の経営・教学運営に関する会議体にお ける審議を尊重した上で、多様な関係者の意 見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを 十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべ きである。

「適合」

学長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等を開催し、経営・教学運営に関する事項について審議・ 意見交換を行うことにより法人経営を担っているが、多様な意見を取り入れるため、地域社会・経済・産業 界等の関係者から選出された経営協議会学外委員との意見交換を定期的に行っている。またその際出され た意見を教育、研究、社会貢献等に反映し、法人経営を行っている。

- ・経営協議会議事要録
- ・経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況

補充原則2-1-2③

法人の長は、ミッションやその実現のための ビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・ 課題等の情報を、学内外に積極的に発信するな どにより、経営の透明性を高め、社会からの大 学への理解と支持を得るよう努めるべきであ る。

「適合」

学長は、理念・目標やその実現のためのビジョン・戦略、中期目標・中期計画また実際の取組や成果・課題等の情報を、広報誌や定例記者会見の実施など学内外に積極的に発信するなど、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めている。

【根拠資料等】

- ・業務の実績に関する報告書、達成状況報告書
- ・ホームページ、SNS、メールマガジン
- ・大学概要パンフレット、広報誌
- ・定例記者会見、プレスリリース
- ・同窓会連合会交流会(びざん会)

原則2-1-3

【ビジョン実現のための執行体制の整備】

法人の長は、ビジョンを実現するために、<u>理</u>事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。

また、法人の長は原則1-4で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。

「適合」

学長は、学長を補佐する理事や副学長等を学内のみならず、行政機関や民間企業等経験者の学外からの選考を行い、学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制として、法人経営の基本となる教育担当理事・副学長、研究担当理事・副学長、地域・産官学連携担当理事・副学長、総務・財務・経営改革担当理事・副学長、病院担当理事・副学長、教育担当副学長、広報担当副学長及びテクニオンとの連携担当副学長を配置し、その下に担当理事・副学長をトップとする各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」)を設置することで、法人全体の機能強化を図っている。

また、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行うとともに各補佐人材 の責任・権限等を明確にし、それらを公表している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について
- ・役員等候補者の育成方針

補充原則2-1-3①

法人の長は、理事が役員会を構成し、法人経営の責任の一端を担う重要な職であることに留意し、その選任に当たっては、その責任・権限等を明確にした上で、適切な人材を選任すべきである。あわせて、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである。

「適合」

学長は、理事の職責を踏まえ、その選任に当たっては、責任・権限等を明確にした上で、適切な人材を選任している。

併せて、職務遂行上で発揮された個人業績、本学全体の業績等を指標とし、学長が総合的な評価を行っている。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について
- ・国立大学法人徳島大学役員給与規則第8条第4項
- ・理事及び副学長の選考方針

補充原則2-1-3②

法人の長又は学長は、副学長、学部長・研究 科長等の法人の長又は学長を補佐するための 適切な人材を適所に配置すべきである。その選 任に当たっては、それぞれの職の役割や責任、 権限等を明確にするとともに、それぞれに求め られる資質能力を示し、責任を持って選任すべ きである。あわせて、それぞれの職における具 体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与 えるべきである。

「適合」

学長は、副学長、研究部長、学部長等の職責を踏まえ、その選任に当たっては、責任・権限等を明確にした上で、適切な人材を選任している。

併せて、副学長については、職務遂行上で発揮された個人業績、本学全体の業績等を指標とし、学長が総合的な評価を行っている。

また、研究部長、学部長については役員会において、学長が必要と認める事項に基づきヒアリングを実施 し、業績評価を行っている。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について
- ·国立大学法人徳島大学役員給与規則第8条第4項
- · 徳島大学学部長選考規則第10条
- · 徳島大学大学院研究部長選考規則第7条

補充原則2-1-3③

法人の長は、ビジョン実現のために自らが業務を総理し、所属する教職員を統督し得る内部統制システムやリスクの回避・低減、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定などを含むリスク管理体制を適切に運用するとともに、継続的にその見直しを図るべきである。

「適合」

学長は、職務の執行が法令に適合することを確保するため、また、その他業務の適性を確保するための体制として、内部統制システムを整備し継続的にその見直しを図っている。

また、大学が直面するリスク全般及び災害、情報セキュリティ等個別の重要事象を想定したリスク管理に 係る体制や規則等の整備を行うとともに、継続的にその見直しを図っている。

- ・国立大学法人徳島大学内部統制システムの推進体制
- ・国立大学法人徳島大学内部監査規則
- ・国立大学法人徳島大学危機管理規則
- ・徳島大学災害対策規則
- ・徳島大学情報セキュリティ管理規則

原則2-1-4 【ビジョン実現のための戦略的な資源配分】 法人の長は、ビジョン実現のための法人経営 を行うにあたり、補充原則1-2②の体制を通 じ、予算・人事・組織編制等において、教育・ 研究・社会貢献機能を最大化するための戦略的 な資源配分を行い、その成果を適切に検証すべ きである。	「適合」 学長は、予算・人事・組織編制等において、教育・研究・社会貢献機能を最大化するため、部局ごとの活動実績や成果を、インスティトゥーショナル・リサーチ室(IR室)等のエビデンスデータを基に検証している。評価結果については、各部局長と共有し、改善策を求めるとともに、高評価の部局にはインセンティブ予算の配分を行う「組織別評価」を、毎年度実施している。 【根拠資料等】 ・組織別評価結果
原則2-2-1 【運営方針委員の任命】 運営方針会議は、多様なステークホルダーからの長期的な信頼・支持を得るために必要な、法人の大きな運営方針の継続性・安定性の確保を図るために、運営方針事項(法人の中期目標についての意見、中期計画の作成又は変更並びに財務諸表、予算、事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項)を決議により決定するとともに、決定した内容に基づいて適切に法人の運営が行われているかどうかについての監督を行う機能を有する。 運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方針会議がこれらの機能を十分に発揮することができるよう、学内外を問わず、法人運営や財務経営など多様な専門性を有し法人の発展に共に取り組んでいける者を選任すべきである。	[-]
補充原則2-2-1① 運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方 針会議が原則2-2-1にいう運営方針事項 を決議により決定するという役割に鑑み、運営 方針委員の選任等にあたっての考え方や選任 理由を公表しなければならない。	Γ-]
補充原則2-2-1② 運営方針会議を置く国立大学法人は、国立大学法人の運営にあっては幅広く多様な関係者の意見も踏まえることが重要であることから、運営方針委員の選任等にあたっては、委員の構成の多様性にも留意すべきである。	Γ-)
原則2-2-2 【運営方針会議の適切な運営】 運営方針会議は、法人に置かれている他の会議体(役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議)の権限・役割や他の会議における議論の状況を踏まえつつ、原則2-2-1にいう運営方針事項について十分な議論を行っていくべきである。また、運営方針会議が、学長選考に関する事項について、学長選考・監察会議に対して述べた意見に関しては、趣旨や観点などについて両会議間で十分な意思疎通を図るべきである。	Γ-,
補充原則2-2-2① 運営方針会議は、原則2-2-1にいう運営 方針事項を決議により決定するという役割に 鑑み、その審議事項が大学の教育・研究の内容 や方法といった、日々の具体の業務への過度な 介入などのマイクロマネジメントにわたるこ とがないように運営すべきである。	Γ-)
補充原則2-2-2② 運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方 針会議に学外から参画する委員に対し、的確な 判断が可能となるよう、教育・研究やその成果 を活用した社会貢献及びこれらの活動を支え る人事・財務状況等についての現状・課題等に ついて十分な説明機会を確保すべきである。	Γ—]

原則2-2-3

【運営方針会議の透明性の確保】

運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方 針会議が原則2-2-1にいう運営方針事項 を決議により決定する等の重要な役割を果た すことに鑑み、議事録を公表するなど、審議に おける透明性の確保に努めるべきである。

$\lceil - \rfloor$

原則2-3-1

【法人経営に係る重要方針の十分な検討】

国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重 要事項について十分な検討・討議を行うこと で、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な 経営を確保すべきである。また、役員会は、国 立大学法人法で定める事項について適時かつ 迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しな ければならない。

「適合」

|役員会は、本学の教学、経営両面に関する重要事項の検討・討議及び国立大学法人法で定める事項につい て適時かつ迅速な審議を行うとともに、徳島大学ホームページにおいて議事要録を公表している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学役員会規則
- ・役員会審議状況

原則2-3-2

【役員会によるガバナンス機能の最大限の発

役員会は、適時適切な開催、審議により、法 人の長が国立大学法人法で定める事項に係る 意思決定を迅速かつ的確に行うことができる ようにすることで、国立大学法人のガバナンス 機能を最大限発揮させるべきである。

「適合」

本学では、役員会を定例(月2回)及び必要に応じて臨時で開催するなど柔軟に対応しており、学長が国 立大学法人法で定める事項に係る意思決定を迅速かつ的確に行っている。

補充原則2-3-2①

役員会は、法人の長による意思決定が迅速・ 的確に遂行されるよう、法人の長が定める法人 の運営・経営戦略や大学の教育研究の質の向上 策や責任等を明確にすることを支えるべきで ある。

「適合」

役員会には、各理事・副学長(教育担当、研究担当、地域・産官学連携担当、総務・財務・経営改革担当、 病院担当)が出席するほか、各副学長(教育担当、広報担当、テクニオンとの連携担当)及び監事が陪席し、 法人の運営・経営戦略や大学の教育研究の質の向上等の実現に向けて、その実行方策や体制等について検 等の方向性を踏まえ、その実現に向けた実行方|討・討議することで、学長の意思決定を支えている。

原則2-4-1

【法人の長を補佐する理事、副学長等の役割】 法人の長又は学長を補佐する理事、副学長、 学部長・研究科長、学長補佐等は、法人の長が 策定したビジョンを踏まえ、その実現のため に、法人の長又は学長の定めるところにより役 割、権限、責任を分担しながら、ビジョンの実 現に向けて法人の長を補佐すべきである。

「適合」

理事・副学長は、学長が策定したビジョンを踏まえ、各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」 「広報」「情報」)の長として、法人運営においてそれぞれの役割、責任を果たしている。

また、研究部長、学部長・研究科長等は教育研究評議会や部局長懇談会等を通じてビジョンの共有を図る など、その役割、権限、責任を分担しながら取組を推進している。

【根拠資料等】

- ・機構図
- ・国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について
- ・徳島大学学部長選考規則
- ・徳島大学大学院研究部長選考規則
- ※補充原則2-4-1①~補充原則2-4-1③参照

補充原則2-4-1①

理事は、法人の長の定めるところにより、法 人の長を補佐して国立大学法人の業務を掌理 することで、法人の長による意思決定と業務遂 行を支えるべきである。

「適合」

法人経営の基本となる教育担当理事、研究担当理事、地域・産官学連携担当理事、総務・財務・経営改革 担当理事、病院担当理事を配置し、それぞれの業務を掌理することで、学長による意思決定と業務遂行を支 えている。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学規則
- ・国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について

補充原則2-4-1②

副学長は、学長の定めるところにより、主と して教学運営に係る校務を分掌するほか、学長 の命を受けて校務をつかさどることにより、大 学運営の円滑化と柔軟化を促進し、法人の長の 意思決定と業務遂行を支えるべきである。

「適合」

教育担当理事・副学長、研究担当理事・副学長、地域・産官学連携担当理事・副学長、総務・財務・経営 改革担当理事・副学長、病院担当理事・副学長、教育担当副学長、広報担当副学長及びテクニオンとの連携 担当副学長を配置し、それぞれの業務を掌理することで、学長による意思決定と業務遂行を支えている。

- ・国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について
- ・徳島大学副学長等に関する規則

補充原則2-4-1③

学部長・研究科長等は、法人の長のビジョンを踏まえた上で、執行部と部局構成員の意思疎通の要として、全学的な視点から適切に意見を述べ、その権限に属する業務遂行に当たるなど、法人経営を支えるべきである。

「適合」

研究部長、学部長・研究科長等は、教育研究評議会、役員と部局長との懇談会等に出席し、各組織の長としての立場から全学的な視点で適切な意見を述べるなど、執行部と部局構成員の意思疎通の要として、業務を遂行している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則
- ・役員と部局長との懇談会

原則2-4-2

【多様な人材の登用・確保】

国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。

「適合」

本学では、「理事及び副学長の選考方針」に基づき、民間企業経験者、行政機関経験者等を理事に登用し、 多様な意見を法人経営に取り入れられるよう体制を整備するとともに、その経験と知見を法人経営に活用 することで、柔軟な運営を確保しており、その状況についても公表している。

【根拠資料等】

- ・理事及び副学長の選考方針
- ・徳島大学ホームページ(役員等)

原則2-4-3

【高度専門職の登用・配置、事務等の職員の高度化】

法人の長は、原則2-4-1で示した法人の 長を補佐する人材に加え、高度な専門職の各大 学の実情に応じた登用・配置や、事務等の職員 の高度化に向けた方策を講じ、ミッションを達 成するための体制を構築すべきである。また、 教職協働を通じた質の高い法人経営を実現す べきである。

※高度な専門職:ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター (URA)、インスティチューショナル・リサーチャー、弁護士等の資格保持者、広報人材、翻訳者等高度な専門性を有する人材。

「適合」

本学では、研究力分析・情報収集、知財関連業務や研究開発プロジェクト支援を担う、弁護士資格・弁理士資格を持つ教員やURAを、研究支援・産官学連携センターや大学産業院等に配置し、戦略的な産学連携の推進や外部資金の積極的獲得等を推進している。また、インスティトゥーショナル・リサーチ室を設置(専任教員を配置)し、大学運営に関するデータの収集・分析を行い、各種評価(大学機関別認証評価、国立大学法人評価)に活用している。さらに、メディア関連企業経験者や情報技術分野の実務経験者を配置することで大学の広報業務強化やデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進に努めている。

また、質の高い人材育成の実現を目的とした人材育成方針を定め、事務職員の目指す職員像や求める能力・知識、さらにはキャリア形成等を明示するなど、ミッションを達成するための体制を構築している。

補充原則 2 - 4 - 3①

国立大学法人は、教職協働の実現に向け事務等の職員の高度化を図るための各種方策、例えば、企画提案力、語学力等の向上を図るSD(スタッフ・ディベロップメント)の充実、国内外の他大学、大学団体、行政機関、企業等の他機関での勤務経験を通じた幅広い視野の育成や、社会人学生として大学院等における専門性の向上等を講ずるとともに、教員と共にビジョンの実現に貢献する人材としての権限や経験の機会を与えるべきである。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学職制に関する規則
- ・<u>徳島大学インスティトゥーショナル・リサーチ室規則</u>
- ・事務職員の人材育成方針

「適合」

本学では、教職協働の実現に向け事務等の職員の高度化を図るため、人事院や四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)が開催するSDへの積極的参加の促進や、学内で実施する英会話、その他スキルアップ等のための研修の充実を図るとともに、他大学や行政機関での勤務を経験させるなど、幅広い視野の育成を行っている。

【根拠資料等】

- ・四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)
- ・事務職員の人材育成方針
- ・文部科学省、徳島県、県内他大学、その他機関への出向等

基本原則3

【経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備】

国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な 経営を可能とするため、経営協議会、教育研究 評議会における審議を充実させるとともに、学 長選考・監察会議における法人の長の選考及び 厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行 等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・ 強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫 すべきである。

「適合」

本学では、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考・監察会議における学長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を整備している。

原則3-1-1

【経営協議会における審議の充実】

経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を 最大化できる経営を実現するため、多様な関係 者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法 人経営に反映させるための会議体である。この ため、その役割を踏まえ明確な方針に基づいた 委員の選任を行うとともに、学外委員がその役 割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定を はじめ、審議を活性化させるため運営方法を工 夫すべきである。

「適合」

経営協議会は、学外委員の選考方針を策定し、地域の「知」の拠点として地域の発展に貢献するため、地域社会・経済・産業界等の関係者からの意見を聴き、自主的・自律的・戦略的な法人経営の実現に向け、自治体関係者、経済・産業界関係者、高等教育関係者及び報道関係者を学外委員として選任している。

また、学外委員が役割を十分に果たせるよう、広報誌の定期送付等により本学の現状を報告するとともに、会議においては、適切な議題の設定や、社会のニーズや視点を大学運営に活用するという観点でテーマを挙げ意見交換を行うなど、運営方法を工夫している。

【根拠資料等】

・経営協議会学外委員の選考方針

補充原則3-1-1①

国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。

「適合」

本学では、経営協議会の学外委員の選考に当たって、多様な関係者から本学に期待する事項を的確に把握するため、選考方針を策定し、自治体関係者、経済・産業界関係者、高等教育関係者及び報道関係者から適任者を選出しており、また当該選考方針を徳島大学ホームページにおいて公表している。

また、学外委員が役割を十分に果たすための議題の設定や、社会のニーズや視点を大学運営に活用するという観点でテーマを挙げ意見交換を行うなど、会議の運営方法を工夫するとともに、当該委員からの提言及びその対応状況について公表している。

【根拠資料等】

- ・経営協議会学外委員の選考方針
- ・経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況

補充原則3-1-12

国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み(教育・研究等)についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。

「適合」

学外委員に対し、経営協議会において、学長から本学の強みや特色、最近の動向と併せて課題も含め報告し、意見交換を行っている。また、広報誌を定期的に送付し、本学の現状について適時に案内している。

原則3-2-1

【教育研究評議会における審議の充実】

教育研究評議会は、国立大学法人が設置する 国立大学における教育研究の質の向上を図り、 国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を最大 限発揮できる教学運営を実現するため、国立大 学法人の経営方針を踏まえ、その設置する国立 大学における教育研究を直接担当する者の意 見を教学運営に反映させ、法人の長の意思決定 に資する審議を行うための会議体であり、その 責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役 割分担を明確にし、会議運営上の工夫をすべき である。

「適合」

教育研究評議会は、本学の教育研究に関する重要事項を審議する審議機関として、学長が議長となり会議を主宰するとともに、理事・副学長及び学部長・研究科長等の部局長により組織し、原則として毎月開催し適時適切な審議を行うとともに、審議事項を精選の上、資料を事前配付するなど会議運営上の工夫を行っている。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則
- · <u>教育研究評議会審議状況</u>

原則3-3-1

【国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像(資質・能力等)に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

「適合」

学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像(資質・能力等)に関する 基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行って おり、選考結果についても公表している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則
- ・国立大学法人徳島大学学長選考・監察会議規則
- ・<u>学長選考情報</u>

補充原則3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

「適合」

学長選考・監察会議は、学長の選考に当たって、学長に求められる資質・能力に関する基準を定め、当該 基準を踏まえ、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結 果、選考過程及び選考理由を公表している。

- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則
- ・学長選考情報

補充原則3-3-1②

法人の長の選考過程、選考理由について、人 事にかかわる審議であることを考慮しつつも、 学内外のステークホルダーに対する説明責任 を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、 できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべ きである。

「適合」

学長選考・監察会議は、学長の選考に当たって、学長に求められる資質・能力に関する基準を踏まえ、自 らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び 選考理由を徳島大学公式ホームページにおいて公表している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則
- ・学長選考情報

補充原則3-3-13

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基 づき法人の長の任期を審議するに当たっては、 国立大学法人のミッションを実現するために 法人の長が安定的にリーダーシップを発揮す ることができるよう適切な期間を検討すべき である。あわせて、国立大学法人における継続 的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の 再任の可否や再任を可能とする場合の上限設 定の有無についても適切に検討し、その理由と ともに公表しなければならない。

「適合」

学長選考・監察会議は、学長の任期を審議するに当たっては、本学のミッションを実現するために学長が 安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、適切な期間を設定している。

また、本学における継続的な経営・運営体制の構築のため、学長の再任の可否や再任を可能とする場合の 上限を設け、公表している。

【根拠資料等】

- ・<u>国立大学法人徳島大学規則</u>
- ・学長選考・監察会議審議状況

原則3-3-2

【法人の長の解任のための手続の整備】

学長選考・監察会議は、法人の長の選考を行 うとともに、法人の長の職務の遂行が適当では なく引き続き職務を行わせるべきではないと 認める場合等においては、任期の途中であって も法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る 役割も有する。このため、学長選考・監察会議 は、予め法人の長の解任を申し出るための手続 について整備し、公表しなければならない。

「適合」

学長選考・監察会議は、学長の解任を文部科学大臣に申し出るための手続について整備し、公表している。

【根拠資料等】

国立大学法人徳島大学学長選考規則

原則3-3-3

【法人の長の業務執行に関する厳格な評価】

学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の 職務執行の状況報告を求める権限を付与した 法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法 人の長の業務が適切に執行されているか厳格 な評価を行うべきである。これにより、法人の 長の選考の適正性を担保するとともに、その業 務執行能力が著しく劣ると認める場合には解 任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議 による法人の長の選考を一過性のものにする ことなく、法人の長から独立性をもって、組織 としてその結果に責任を持つべきである。

学長選考・監察会議は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行い、学 長の選考の適正性を担保している。

また、業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議によ る学長の選考を一過性のものにすることなく、その結果に責任を持つ体制を構築している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則
- ・国立大学法人徳島大学学長選考・監察会議規則
- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則第14条に基づく学長の業績評価結果

補充原則3-3-3①

学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行 状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年 度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常 的な確認を行うべきである。

「適合」

学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、毎年度、業務の執行状況を把握 している。

【根拠資料等】

・業務の実績に関する報告書

補充原則3-3-32

学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行 (中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、 今後の法人経営に向けた助言等を行うととも に、当該評価結果を公表しなければならない。

「適合」

学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況について、任期途中における業績評価を行い、その結果を本 状況について、その任期の途中における評価|人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を徳島大学公式ホームページに おいて公表している。

- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則
- ・国立大学法人徳島大学学長選考・監察会議規則
- ・学長選考会議審議状況
- ・国立大学法人徳島大学学長選考規則第14条に基づく学長の業績評価結果

原則3-3-4

【学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】

学長選考・監察会議の中立性・公平性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。

「適合」

本学では、経営協議会、教育研究評議会及び役員会において学長選考・監察会議の委員の選出について審議を行っており、徳島大学公式ホームページにおいて議事要録を公表している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学学長選考・監察会議規則
- ・役員会審議状況
- · 経営協議会審議状況
- ・教育研究評議会審議状況

原則3-3-5

【経営力を発揮できる体制の検討】

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

「適合」

学長選考・監察会議(令和2年11月30日開催)で審議した結果、学長が経営、教学の双方について最終判断を行う権限及び責任を有する現体制が最も経営力を発揮できるという結論になったため、大学総括理事は配置しないこととした。

原則3-4-1

【監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保】

国立大学法人は、監事が十分かつ適切に監査 業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能 を果たすことができるようにするための体制 を整備すべきである。

「適合」

本学では、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行することで牽制機能を果たし、幅広く充実した監査を的確に効率よく実施できるよう、監事が主宰する「監事業務支援連絡会」を設置している。

さらに、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正などにより、監事の監査業務が 年々拡大されている状況を踏まえ、令和3年度から「監事支援室」を設置し、監事の業務をサポートできる 体制を強化した。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学監事監査規則
- ・国立大学法人徳島大学監事監査細則
- ・国立大学法人徳島大学事務組織規則
- ・徳島大学監事業務支援連絡会の設置について

補充原則3-4-1①

監事の役割は、国立大学法人のガバナンスの一翼を担うものであり、内部統制の在り方等についても監査対象とすることから、国立大学法人は、監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるようにするため、監事の学長(運営方針会議を設置する法人にあっては、学長及び運営方針会議)に対する第三者性・中立性を確保するとともに監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制を整備すべきである。

「適合」

本学では、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行することで牽制機能を果たし、幅広く充実した監査を的確に効率よく実施できるよう、監事が主宰する「監事業務支援連絡会」を設置している。

さらに、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正などにより、監事の監査業務が 年々拡大されている状況を踏まえ、令和3年度から「監事支援室」を設置した。

これにより、監事の独立性をサポートできる体制を強化している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学監事監査規則
- ・<u>国立大学法人徳島大学監事監査細則</u>
- ・国立大学法人徳島大学事務組織規則
- ・徳島大学監事業務支援連絡会の設置について

原則3-4-2

【監事候補者の選考】

監事は、国立大学法人法に基づき、文部科学 大臣が直接任命することとされているが、その 任命に当たっては、各国立大学法人における監 事候補者の選考を尊重している。このため、国 立大学法人は、常勤監事や学外監事の必置を定 めた法の趣旨を踏まえ、監事の役割や求められ る人材像等を明確化した上で、適切なプロセス によって選考を行うべきである。

「適合」

本学では、「学長」、「学長が指名する理事2名」、「経営協議会学外委員2名」により構成される監事候補 者選考会議を設置し、別に定める「監事に求める役割及び人材像」に照らし、選考会議の議を経て監事候補 者を選考している。

【根拠資料等】

- ・監事に求める役割及び人材像について
- ・徳島大学監事候補者選考会議の設置について

補充原則3-4-2①

国立大学法人は、監事候補者の選考に当たっては、経営協議会の学外委員の協力・助言を得て人選するなど、その責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すべきである。

「適合」

本学の監事候補者選考会議は、「学長」、「学長が指名する理事2名」に加え、経営協議会の学外委員の協力・助言を得るために「経営協議会学外委員2名」を構成員としており、監事の責任を十分に果たし得る適任者を選考するための体制を整備している。

【根拠資料等】

・徳島大学監事候補者選考会議の設置について

補充原則3-4-2②

国立大学法人は、監事の監査業務が多岐にわたることを踏まえ、法律や会計監査に精通した者、国立大学法人の行う業務に精通した者、組織の意思決定のあり方に精通した者など、監事候補者の適切な組み合わせを考慮して選考を行うべきである。

「適合」

監事の監査業務が多岐にわたることを踏まえ、本学では、常勤監事及び非常勤監事各1名を配置し、「会計業務に精通した者」「組織運営に精通した者」など、適切な組み合わせを考慮して選考している。

原則3-4-3

【国立大学法人の業務執行が適切かつ効果的・ 効率的に行われているかどうかを適切にチェ ックできる監査体制】

監事は、法令等に則って会計監査と業務監査の双方を担い、監査を通じて、会計監査人による監査の相当性判断のみならず、教育研究や社会貢献の状況や法人の長(大学総括理事及び運営方針委員を含む)の選考方法、法人内部の意思決定システムをはじめとした法人の経営が適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査する必要がある。国立大学法人は、監事がそれらを適切にチェックできる監査体制を工夫すべきである。

「適合」

本学では、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議等の重要会議に出席することで、教育研究や社会貢献の状況、学長選考方法等、法人の経営が適切かつ効果的・効率的に機能しているか確認できる体制を整備している。

補充原則3-4-3①

国立大学法人は、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議、部局長等会議等の重要会議(運営方針会議を含む)への出席を可能とするとともに、監事に対する資料提出や情報提供、内部監査機能との密接な連携など、十分な情報の下で監査報告を作成できるようにすべきである。

「適合」

本学では、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議等の重要会議に出席して いる。

また、監査室において監事監査をサポートする体制を整えるとともに、監査に係る情報提供並びに連絡調整などを支援するため、監事が主宰する「監事業務支援連絡会」を設置するなど、十分な情報の下で監査報告を作成できる体制を整備している。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学監事監査規則
- ・国立大学法人徳島大学監事監査細則
- ・徳島大学監事業務支援連絡会の設置について

基本原則4.

【社会との連携・協働及び情報の公表】

国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。

また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する<u>内部統制の仕組み</u>を整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その<u>運用体制</u>を公表しなければならない。

「適合」

本学は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たし、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていく必要があるため、法定公開情報に加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動等の大学運営に関する様々な情報の公表を通じて透明性を確保している。

また、併せて、法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すために、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施し、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表している。

【根拠資料等】

- ・法定公開情報
- ・国立大学法人徳島大学内部統制システムの推進体制
- ·<u>内部質保証方針</u>

原則4-1

【法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外 の様々な情報の分かりやすい公表】

国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。

「適合」

本学では、透明性の確保のため、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく、ホームページ、徳島大学基金プロジェクトサイト、大学概要パンフレット・広報誌、プレスリリース、定例記者会見、同窓会連合会交流会(びざん会)の開催など、適切な方法で公表している。

- ・<u>法定公開情報</u>
- ・<u>財務レポート</u>
- ・<u>ホームページ</u>、SNS、メールマガジン
- ・徳島大学基金プロジェクトサイト
- ・<u>大学概要パンフレット</u>、<u>広報誌</u>
- ・<u>定例記者会見</u>、<u>プレスリリース</u>
- ・同窓会連合会交流会(びざん会)

補充原則4-1①

国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。

「適合」

本学では、透明性の確保のため、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく、ホームページ、SNS、メールマガジン、大学概要パンフレット・広報誌、プレスリリース、定例記者会見、同窓会連合会交流会(びざん会)の開催など、適切な方法で公表している。

令和5年度は、学長のリーダーシップのもと、本学が育成する人物像や目指す方向性を明確にし、それを 学内外のステークホルダーに向けて示すため、「INDIGO宣言」及び「徳島大学VISION」を策定し、これを内 外に広く周知するため、ホームページ、概要パンフレット、広報誌等に掲載を行った。また、学生の保護者 には広報誌を送付して大学生活の状況をお知らせするほか、定例記者会見を通じ、広く地域・社会に対して 大学の最新情報の発信を行っている。

【根拠資料等】

- ・法定公開情報
- ・<u>ホームページ</u>、SNS、メールマガジン
- ・大学概要パンフレット、広報誌、統合報告書
- ・定例記者会見、プレスリリース
- ・同窓会連合会交流会(びざん会)

補充原則4-1②

国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報(学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等)を公表しなければならない。

「適合」

本学では、学位授与方針により、学生が身に付けることができる能力を示すとともに、教育目標や学位授 与方針を達成するための基本的な考え方である教育課程編成・実施の方針を、公表している。

また、学生生活や学修に関する満足度等の調査結果や学生の進路状況等についても公表している。

【根拠資料等】

- ・<u>ディプロマ・ポリシー</u>、<u>カリキュラム・ポリシー</u>
- ・学生の学修に関する実態調査報告書、学生生活実態調査報告書
- ・進路状況

補充原則4-13

国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。

「適合」

本学では、財務情報を公開することで、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、事業報告書、統合報告書等で活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表している。

【根拠資料等】

- ・<u>財務諸表</u>
- ・事業報告書
- ・統合報告書
- ・財務報告書(令和4年度まで)
- ・財務レポート

原則4-2

【内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】 国立大学法人は、その活動を支える社会から の理解と支持を得て、適切に連携・協働してい くためには、法人経営及び教育・研究・社会貢 献活動の安定性・健全性を示すべきである。そ のためには、自らを律する内部統制システムを 運用し、継続的に見直しを図るとともに、その 運用体制を公表しなければならない。

「適合」

本学では、行動規範等により教職員に対し適正な職務の実施と社会的倫理の維持を求めるほか、自己点検 や内部監査等の制度の充実を図るとともに、運用体制を公表している。

なお、令和6年3月に自己点検の在り方を見直して、令和6年度から総務部総務課による全学的なリスク 分析とその結果の共有を行うこととし、内部統制システム運用の更なる充実を図っている。

【根拠資料等】

- ・徳島大学行動規範
- ・<u>法定公開情報</u>
- ・国立大学法人徳島大学内部統制システムの推進体制
- ・国立大学法人徳島大学内部統制システムについて(学長裁定)
- ・国立大学法人徳島大学倫理規則
- ・国立大学法人徳島大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則
- ・徳島大学における公益通報の取扱い等に関する規則
- ・国立大学法人徳島大学内部監査規則

補充原則4-2①

国立大学法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの遵守に係る方針を定めるととともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るべきである。また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等の工夫をすべきである。また、法人は通報窓口を外部に設けることも検討すべきである。

「適合」

本学では、行動規範やコンプライアンスの遵守に係る方針を定め、教職員に対し適正な職務の実施と社会的倫理の維持を求めるため、研究倫理・コンプライアンス研修会の実施や新任教職員研修会での周知等を実施するとともに、内部質保証方針の下で質保証体制を整え自己点検や内部監査等の制度の充実を図っている。

また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報の仕組みを整え、通報者の保護徹底等、適切に運営を行うとともに、令和4年6月1日に、通報窓口を外部に設置した。

- ・徳島大学行動規範
- ・国立大学法人徳島大学倫理規則
- ・国立大学法人徳島大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則
- ・徳島大学における公益通報の取扱い等に関する規則

補充原則4-2②

国立大学法人は、内部統制の仕組みによるモニタリング結果を、定期的に役員へ報告する機会を設けるなど、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築すべきである。

「適合」

■内部統制システムの推進体制

本学では、内部統制システムの推進責任者及び推進部門から成る「内部統制システムの推進体制」を構築 しており、その統括は総務・財務・経営改革担当理事・事務局長である。

各部局等からは、モニタリング結果に伴う内部統制上の課題及び改善事項等を、内部統制システムの推進体制で組織されている「事務連絡協議会」において報告を行っており、内部統制システムの運用体制を整えている。なお、令和6年3月に自己点検の在り方を見直して、令和6年度から総務部総務課による全学的なリスク分析とその結果の共有を行うこととし、内部統制システム運用の更なる充実を図っている。

また、各部局等から報告のあったモニタリング結果に伴う内部統制上の課題及び改善事項等を役員会で 定期的に報告を行い、内部統制の実効性を高めている。

■内部監査

本学では、他の部門から独立した監査室が内部監査規則に基づき、運営諸活動の遂行状況の適法性と妥当性について、公正かつ客観的な立場で監査を実施している。

監査室では、年度始めに決定した内部監査計画書及び内部監査実施計画書のもとで実施する監査(定期監査)のほか、学長が特に命じた事項について臨時に実施する特命監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として取りまとめ、学長及び役員会において報告を行っている。

監査の結果、改善が必要であると判断した場合は、被監査部局に指摘事項として通知を行い、改善を求め、 法人運営の見直しに活用している。

■監事監査

監事は、毎年度始めに決定した監査方針に基づき監査計画書を作成し、監査を実施するとともに、監査結果は監査報告書として取りまとめ、学長に提出(公表)を行っている。監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、学長に対してその旨の意見を提出し、是正等を求め、法人運営の見直しに活かしている。

また、本学では、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行することで牽制機能を果たし、幅広く充実した監査を的確に効率よく実施できるよう、監事が主宰する「監事業務支援連絡会」を設置している。

さらに、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正などにより、監事の監査業務が 年々拡大されている状況を踏まえ、令和3年度から「監事支援室」を設置し、監事の業務をサポートできる 体制を強化した。

このほか、学長と監事による定期的な意見交換を行うなど、内部統制機能の強化を図っている。

【根拠資料等】

- ・国立大学法人徳島大学内部統制システムの推進体制
- ・ 国立大学法人徳島大学内部統制システムについて(学長裁定)
- ・国立大学法人徳島大学内部監査規則
- ・国立大学法人徳島大学監事監査規則
- ・国立大学法人徳島大学監事監査細則
- ・国立大学法人徳島大学事務組織規則
- ・徳島大学監事業務支援連絡会の設置について

補充原則4-2③

国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範(研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン、研究インテグリティ確保のための取組)を定め、実践すべきである。

また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。

「適合」

- 本学では、構成員が従うべき行動規範等を定め、法改正や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行ってい る。

また、構成員が確実に実践できるよう、新任教職員研修会や研究倫理・コンプライアンス研修会等の機会 を通じて周知徹底を図っている。

研究インテグリティの確保に向け、「国立大学法人徳島大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針及び同規則」を令和5年10月25日に制定し、相談窓口等を設けるなど体制整備を行った。令和6年度は、研究者等が研究インテグリティの確保に係る報告や相談をしやすい環境を整備するため、「研究インテグリティの確保に向けた体制」のフローを見直すなど更なる改善を図っている。

【根拠資料等】

- ・ 徳島大学行動規範
- ・<u>徳島大学倫理規則</u>
- ・国立大学法人徳島大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則
- ・国立大学法人徳島大学における公的研究費の取扱いに関する規則
- ・徳島大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規則
- ・<u>国立大学法人徳島大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針</u>
- ・国立大学法人徳島大学における研究インテグリティの確保に関する規則
- ・徳島大学研究倫理教育資料
- ・研究倫理・コンプライアンス研修会
- ・APRIN eラーニング

補充原則4-2④

国立大学法人は、学内構成員がコンプライア ンスの遵守、内部通報・外部通報の仕組み、行 動規範等の目的、意義について正しく理解し、 確実に機能するよう、研修等により徹底した周 知を行うべきである。

「適合」

本学では、学内構成員がコンプライアンスの遵守、内部通報・外部通報の仕組み、行動規範等の目的、意義について正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行っている。

【根拠資料等】

・研究倫理・コンプライアンス研修会

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表 事項

- ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報
- ・ホームページ「法定公開情報」

https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/

・ホームページ「内部質保証方針」

https://www.tokushima-u.ac.jp/about/concept/self_inspection/

・ホームページ「財務情報」

https://www.tokushima-u.ac.jp/about/financial/

- ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報
- ・ホームページ「病院長選考情報」

https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/hospital_screening.html

- ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報
- ・ホームページ「法定公開情報(特定機能病院に係る監査委員会について)」

https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/index.html#007